幕末期アイヌ風俗改変政策に関する地理的考察 一後藤蔵吉『蝦夷日記』の検討を中心として一 濱口裕介

はじめに

近世をつうじて、蝦夷地はおむね「異域」として幕藩体制の周縁に位置づけられており、その先住民たるアイヌは体制外の「夷狄」と認知されていた。しかし、18世紀末、蝦夷地の外縁にロシア人という新たな「夷狄」の存在が確認されると、徳川幕府は松前藩から蝦夷地を上知して直轄支配し、体制内に包摂することでロシア人の接近に備えようとした。

そうした蝦夷地の体制内への包摂の一環として、幕府はアイヌに対する同化政策を実施した。なかでも特徴的なのは、風俗改変政策(改俗政策)である。これは、男性であれば髪・髭を剃らせ髻を結わせ、女性であれば耳輪をはずさせるなど、アイヌの身体風俗を日本風に改めさせる政策であった。対外的な危機の現出によって蝦夷地は二度幕領化されたが、このうち前期幕領期(1799~1821年)には領土権を補強するために東蝦夷地の一部で改俗が実施されたのみであった。ところが、後期幕領期(1855~67年)になると、改めて蝦夷地の全域で風俗の改変が実施されたのである¹⁾。

後期幕領期におけるアイヌ政策については、近年、谷本晃久²⁾ や檜皮 瑞樹³⁾ によって統治理念についての重要な新知見がもたらされ、着実に 研究が進展しつつある。その一方で、アイヌ政策の大きな柱であった改俗 政策の実態、すなわちこれがいかに推進され、アイヌ社会に対してどれほ どの影響力を持ったのかという点については、いまだ不明な点が多い。しかも、歴史学(北方史)・地理学という異なる見地から研究が発表されて おり、相互の分野の交流が希薄であるためか、ともに重要な成果を生んで いるにもかかわらず、それを共有しえていない面がある。加えて、従来の 研究が利用している史料についても、史料批判も十分に行われておらず、

いまだ再検討の余地がある。

そこで本稿は、まず後期幕領期における改俗政策について、歴史学・地 理学の両分野における先行研究を整理した上で、従来の研究が抱える問題 点を指摘する。ついで従来の研究が依拠している史料について検討を加え ることで、改俗政策の実態を明らかにし、最後にその意義についても再考 を試みたい。

1. 幕末期改俗政策に関する研究動向

改俗政策についての基本的理解は、戦前の高倉新一郎による先駆的な業 績にいまも多くを負っている⁴⁾。高倉の『アイヌ政策史』は、松浦武四郎 『近世蝦夷人物誌』、後藤蔵吉『蝦夷日記』などを史料として用い、次のよ うな見解を示している。すなわち、幕府はロシアとの間に生じた領土問題 を機にアイヌの「同化」「国民化」を企図、そのため改俗政策が実施され た。現地の幕府役人は急進的・強制的な改俗政策を実施したものの、これ に対してアイヌは抵抗し、改俗政策は中止された、というのだ。その後、 歴史学の分野では、海保嶺夫⁵⁾・菊池勇夫⁶⁾ らによって新しい位置づけが なされ、その意義がさまざまに語られてきたが、実証面では高倉の仕事に 負うところが大きい。

そうした従来の研究動向を批判し、修正をせまったのが、麓慎一⁷⁾で ある。麓は、高倉が依拠していた史料(おもに『近世蝦夷人物誌』と『蝦 夷日記』) の記事を検討し直し、また地域ごとの動向を丹念に追究した上 で、次のような新説を打ち出した。すなわち「対ロシア問題と関連する場 所」、具体的にはソウヤ・ネモロ・アッケシなどで改俗政策は強力に実施 されており、それ以外の地域では政策の達成は微弱である。その理由は、 もともと風俗改変の意図は、「ロシア人が北海道に来たときに月代や髻を 見て日本人だと思い上陸を諦めさせる」という海防問題への対処が目的 だったためである。さらに、この事実をもって、幕末のアイヌ政策はつま るところ対ロシア政策であり、臣民化・皇国民化を目指す近代のアイヌ政 策の先駆けと評価することはできない、という結論に到達している⁸⁾。

麓からやや遅れて、地理学の分野でも遠藤匡俊が高倉の業績について再検討を試みている。遠藤は、「幕府の同化政策がアイヌ文化に及ぼした影響について研究する場合には、限られた地域の詳細な分析の一方で、より広い地域を対象とした上での地域差の分析が必要である」という認識に立ち、高倉が後藤蔵吉『蝦夷日記』などをもとにまとめた改俗政策の動向を丁寧に整理しなおして、数値の誤りを指摘した⁹⁾。さらに、ネモロ場所人別帳の数量分析によって、幕府による同化政策の実施下、アイヌ文化がいかに変容したかを命名規則という観点から分析している。その結果、同化政策の影響はあくまで表層的なものに終始しており、命名規則という点においてはアイヌ文化への影響はほとんど確認できないという事実を指摘している 10)。

麓や遠藤の研究は、歴史学・地理学とそれぞれのアプローチは異なるものの、ともに蝦夷地の広域性を重視し、全体の動向を見据えつつ各地域の動向を個別に把握するという視点から、高倉以来の研究を克服しようとしたものである。その際、麓・遠藤の両者がともに行っているのが、すでに高倉が利用していた後藤蔵吉『蝦夷日記』という史料の再検討である。安政5年(1858)における蝦夷地調査の道中日記であるこの史料は、蝦夷地のほぼ全域を周回した記録であり、改俗政策をめぐる動向の概略を伝える貴重な記録なのである。

特に、麓は『蝦夷日記』に見られる改俗アイヌ人数を表にまとめ、改俗 政策をめぐる蝦夷地全体の動向を確認する材料としている(表1・図1参 照)。幕末のアイヌ政策と、臣民化・皇国民化を目指す近代のそれとは異 なる、という麓の説の根拠もここにある。

ところが、かように重要な史料であるにもかかわらず、『蝦夷日記』の 史料的な性格については麓・遠藤とも明らかにしていない。記事の信憑性 について十分に吟味することなく『蝦夷日記』に依拠している節があり、 この点はさらなる考察の余地があるだろう。麓・遠藤の両者が重視した、 蝦夷地全体の動向と各地域の個別の動向をともに見る分析視角を一歩進め るためにも、この作業が必要である。

そこで、以下では改俗政策をめぐる動向を考察するにあたり不可欠の 史料『蝦夷日記』について、史料批判を試み、その記事の信憑性を検証する。

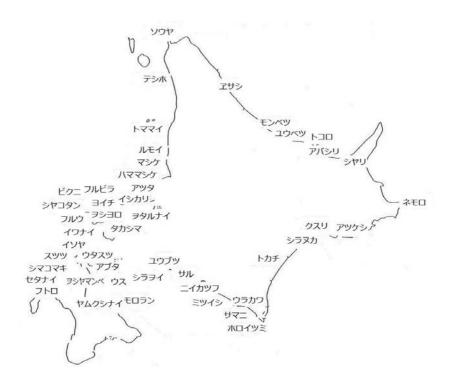
表1 『蝦夷日記』に見る各地域のアイヌの改俗状況

西蝦夷地
東蝦夷地

四颗灰地					果取吳地				
地域	アイヌ	人口	改俗 アイヌ	割合	地域	アイヌ	人口	改俗 アイヌ	割合
クトウ					ヤムクシナイ	19人	12軒		
フトロ					ヲシヤマンベ	69人	37軒		
シマコマキ	70人	20軒			アブタ	17人	9軒		
スツツ	34人				ウス	45人	20軒		
ヲタスツ	12人				モロラン	120人	57軒		
イソヤ	9人	4軒			シラヲイ	68人	25軒		
イワナイ	70人				ユウフツ	15人	9軒		
フルウ	65人	17軒			サル	30人	11軒		
シヤコタン	79人	19軒			ニイカツプ	21人	8軒		
ビクニ	18人	6軒			シツナイ	16人	6軒		
フルヒラ	185人	52軒			ミツイシ	232人	55軒		
ヨイチ	491人	84軒	295人	60.1	ウラカワ	565人	107軒		
ヲシヨロ	127人	30軒	97人	76.4	シヤマニ	192人	31軒		
タカシマ	67人	18軒	13人	19.4	ホロイツミ	106人	26軒		
ヲタルナイ	98人	25軒	29人	29.6	トカチ	1324人	260軒	20人	1.5
イシカリ	543人	144軒	20人	3.7	シラヌカ		7軒		
アツタ	35人	9軒			クスリ	1324人	237軒		
ハママシケ	202人	45軒	20人	9.9	アツケシ	200人	46軒	119人	59.5
マシケ	91人	28軒	29人	31.9	ネモロ	614人	135軒	430人	70.0
ルルモッペ	193人	59軒	32人	16.6	チヤシコツ		16軒		
トママイ	116人	25軒	26人	22.4	ウエンベツ		13軒		
テシホ	269人	62軒	20人	7.4	クンベツ		11軒		
リイシリ・ レブン	500人								
ワツカナイ		10軒							
ソウヤ	369人	13軒	64人	17.3					
エサシ	125人	30軒							
モンヘツ	674人	45軒	45人	6.7					
ユウヘツ		32軒							
トコロ		13軒							
モヨロ		10軒							
アバシリ		38軒							
シヤリ	200人	412軒							

麓慎一「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」より。ただし、遠藤匡俊「安政期の幕府の同化政策によるアイヌの風俗改変に関する史料について」により数値を訂正し、地域欄の地名を「蝦夷日記」原文のカタカナ表記に改めた。また、エサシの改俗アイヌ・割合欄にあったモンベツのそれを、正しい位置に移した。

図 1 麓慎一「蝦夷地第二次直轄期の アイヌ政策」における分析対象地域



2. 後藤蔵吉の蝦夷地調査と『蝦夷日記』

前節で紹介したとおり、『蝦夷日記』は先行の諸研究によって多く利用されている。なかでもそこに記された改俗アイヌ人数について、踏み込んだ解釈を示しているのが麓慎一である。論点を明確にするため、ここでは、改めて麓の見解を確認しておこう。

麓は、『蝦夷日記』にもとづいて表1を作成し、これをもとにアツケシ・ネモロなど「ロシアに近い地域で強制的で急進的な政策が行われ、ロシアから遠隔の地域ではそれほど強く行われていない」という重要な事実を指摘した¹¹⁾。なるほど『蝦夷日記』は多くの地域で改俗アイヌの人数を記している。記載がある地域について、ある程度の傾向を読み取ることは許されるであろう。

ここで問題にしたいのは、改俗アイヌ人数が記されていない地域についての麓の理解である。たとえば、クスリに関して改俗アイヌ人数の記載がないことについては、同所で月代を剃ることが免除されている事実を指摘し、「剃髪を行っていないアイヌを後藤蔵吉が帰俗アイヌと理解しなかった」と解釈する ¹²⁾。また、改俗アイヌ人数が記載されていない地域については、「改俗アイヌが存在したにも拘らず後藤蔵吉が記入しなかったのではなく、改俗アイヌが存在しなかったか、ないしは極めて少数しか存在していなかったと理解すべきであろう」としている ¹³⁾。

はたして数値が記されていないという点からそこまで読み取ることが 可能であろうか。言い換えれば、『蝦夷日記』はそこまで信を置くことが できる史料なのであろうか。以下、史料批判によってこの点を確認した上 で、改俗政策の展開に見られる地域的差異について再考してゆくとしよう。

〔おもな内容〕

『蝦夷日記』は、蝦夷地のほぼ全域を踏査した後藤蔵吉による道中日記である。後藤の蝦夷地調査の経路は以下のごとくである。

安政5年2月に箱館を出立したのち、西蝦夷地の沿岸部を北行。ソウヤ

からカラフトに渡り、ちょうど西岸のクシユンナイに来航したロシア軍人マレガッソーの応接に当たる。カラフト南部の東西両岸を回ったのちソウヤに戻り、さらに東蝦夷地の沿岸部を回って9月に箱館に帰着した(図2参照)。すなわち半年間をかけて東西蝦夷地とカラフト南部の沿岸部をほぼすべて周回しているのだ。その記録である『蝦夷日記』は、安政5年時点での蝦夷地の概況が分かる史料といえるだろう。

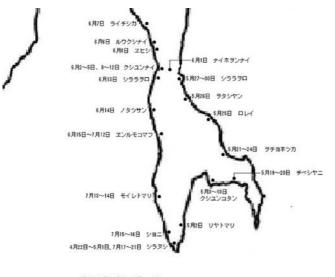
さらに重要なのは、『蝦夷日記』が頭注(一部は本文中)として各地域の「帰俗土人」(改俗アイヌ)の人数を具体的に示している点である。同様の数値は、同時代の他の史料にもある程度は見られるものの、東西蝦夷地の広域にわたって数字を挙げているのは管見の限り本史料のみである。そのため、改俗政策の展開について研究するに当たってはまたとない記録として重視されてきたのである。

[書誌の概略]

筆者の知る限り、後藤自身による『蝦夷日記』の自筆本は見出されていない。写本としては、北海道立文書館(以下、文書館本)と早稲田大学図書館(以下、早稲田本)が所蔵している。ごく簡単にこの二点の写本の書誌を確認しておこう。

文書館本は、「開拓使」の罫紙に読みやすい楷書体で記されており、「北海道庁図書之印」の印記が見られる。恐らく開拓使の時代に行政上の参考資料として写本が作成され、それが北海道庁に引き継がれたものと思われる ¹⁴⁾。巻頭には「唐太島へ旅立スルニ付云々略ス」とあり、転写の際に序文が省略されたことが分かる。また、「リイシリ〇レフンシリケフ能ク見ル故ニ左ニ略圖ス」という記事もあるが ¹⁵⁾、この図も転写の際に省略されたらしく、見ることができない。逆に「豊大按 ヤンケシリハリイシリ等ノ誤歟可糺」 ¹⁶⁾ 「明治九年通行ノ節ハ難所ニ非ス 大記」 ¹⁷⁾ など、原本にはなく後世に書き込まれたことが明らかな頭注も見られる。いかなる原本を用いたのかについても手がかりはない。

一方、早稲田本は、「外崎覚」と刻された印記があり、漢学者外崎覚の 旧蔵本であることが分かる。巻頭には、昭和5年10月に外崎によって記





された簡単な識語が綴じこまれてある。こうしたことから、外崎が作成した写本と見ることができよう。内容的には文書館本とほぼ完全に一致しており、これを転写したものと考えられる。

すなわち、現存する二点の写本は後年のものであり、いずれも良質な史料とはいいがたい。そうした問題がありながらも諸先学によって利用されてきたのは、前述のような記載内容の重要性ゆえであった。

[作成者後藤蔵吉について]

『蝦夷日記』早稲田本においては、外崎による巻頭の識語に「この日記 ハ安政五年二月後藤蔵吉改名雨貝友之允の日記にて」とあり、「雨貝友之允」という別名があった旨を伝えている。また、『日本北辺関係旧記目録』は「筆者は幕吏か」としている 18)。管見では従来それ以上のことは語られていない。

そこで、『蝦夷日記』の記述を手がかりに他の史料を参照してみる。すると、後藤の足取りは箱館奉行支配組頭の奥村季五郎、その手附として同行した為貝一兵衛らの廻浦と一致することが分かる(表2参照)。奥村・為貝の動向は断片的にしか分からないものの、①箱館出立の日付、②6月8日~10日におけるカラフトでの動向(ロシア人「マレガツソフ」と応接)、③8月3日~8日における西蝦夷地ホロナイ~トコロの動向、といった複数の期間にわたって後藤と奥村・為貝らの足取りが一致しているのである。これは、彼らが同道している結果と見るのが自然であろう。

ただし、奥村・為貝と異なり、幕府の公式文書には後藤の名が見られない。また、箱館奉行村垣範正との面会、秋田藩陣屋地の引き渡しといった奥村の公務について、『蝦夷日記』には記していないことが表2から分かる。こうした点から考えると、後藤は奥村らと同列の身分ではなく、その随行者と見るのが妥当であろう(奥村・為貝と同じく箱館奉行配下の幕臣であるのか、あるいは彼らに願い出て随行を許された大名家臣など外来者であるのかは不明)。

なお、安政5年10月9日付で箱館奉行堀利煕は老中に次のような伺書 を差し出している。アイヌたちに風俗改変をせまるのは容易ではなく、ま た髪を剃るのは防寒のためにも適切ではない。結果、月代・髭を剃り結髪したアイヌは蝦夷地全体で「平均三分一程可有之」に過ぎない。そこで、「髪髭者其侭差置、男女何れも御国風二髻を為取揚置可申」すなわち、ただ髻を結うことを求めるのみに態度を後退させたいという伺いである¹⁹⁾。

表2 奥村季五郎・為貝一兵衛と後藤蔵吉の足取りの比較

年月日	奥村・為貝の動向	『蝦夷日記』に見る後藤の動向
安政4年 10月3日	箱館奉行村垣範正、奥村に対し、翌年 秋までのカラフト在勤と蝦夷地全域の 廻浦を命じる。 同じく為貝に奥村への同行を命じる。	_
安政5年 2月28日	箱館出立。	箱館出立。
6月8日	ライチシカ辺を廻浦中、石川清助から奥村のもとにロシア人来航を伝える書付到来。	ヱヒシにて、クシユンナイ詰の幕府 役人からロシア人来航を伝える注進 到来。
6月9日	クシユンナイに帰着。	クシユンナイに帰着。
6月10日	クシユンナイにて為貝と清水平三郎 がロシア人のもとに派遣される。「船 長マレガツソフ」に応接。	クシユンナイの「ヲロシヤ大将仮小 屋」に至り、ロシア人の「大将」で ある「マレカツソフ」に応接。
6月17日	奥村、別行動で廻浦中の村垣範正に対し、クシュンナイ滞留中のロシア人の動静を書付で伝える(6月26日、村垣受け取り)。	ヱンルモコマフ逗留。
7月9日	奥村、秋田藩主佐竹家に陣屋地として「字テイ」引き渡しに立ち会う。	エンルモコマフ逗留。
7月13日	トンナイ (ヱンルモコマフの別名) 出立。	ヱンルモコマフ出立。
7月17日	シラヌシに到着。奥村・為貝、廻浦 中の村垣範正に面会。	シラヌシに到着。
7月22日	村垣とともにシラヌシ出帆、ソウヤ に渡海。	箱館丸に乗り込み、シラヌシ出帆。 ソウヤに渡海。
8月3日	トンナイウシを経て、ホロナイに到着。	トンナイウシを経て、ホロナイに到着。
8月4日	サワキに到着。	サワキに到着。
8月5日	モンヘツに到着。	モンベツに到着。
8月6日	モンヘツ逗留。	モンベツに逗留。
8月7日	ユウベツに到着。	ユウベツに到着。
8月8日	トコロに到着。	トコロに到着。

奥村・為貝の動向は『幕外』20のうち文書183・366、『幕外』21のうち文書54、『幕外』附録4・5 (村垣淡守範正公務日記)、後藤の動向は『蝦夷日記』文書館本によった。

堀がこの政策転換について伺いを立てたのは、9月19日に後藤蔵吉が (恐らく奥村らも同時に)箱館に戻った直後のことである。奥村らは当然、 各地の改俗アイヌ人数や改俗政策をめぐる動向について堀に復命したはず であり、これを受けての政策転換だった可能性がある。

〔蝦夷地調査の方法〕

では、後藤が幕府役人の随行者だとすると、どのような調査を実施し、いかにして改俗アイヌの人数を把握したと考えられるだろうか。『蝦夷日記』自体には、全体的に非常に簡潔な記述しかみられず、調査の方法や情報源などにも言及していない。

この点を考える上で参考になるのが、奥村らの上役に当たる箱館奉行が 廻浦する際の調査方法である。それは、訪れた各場所の運上屋(西蝦夷 地)・会所(東蝦夷地)から、管下の地図や、その場所の諸事情について 記した「調書」が提出されるというものである²⁰⁾。仙台藩士玉虫左太夫 の『入北記』のように、奉行の廻浦に随行した藩士が、これらの「調書」 を道中日記に写し取っている例も珍しくない²¹⁾。また、奉行以外でも同 様の情報提供を受けながら踏査する例は少なからずあり、当時における蝦 夷地調査の方法としては一般的なものということができる²²⁾。

奉行の命で廻浦に当たっている奥村らの場合も、やはり各場所で必要な情報を提供される立場にあり、随行の後藤はその筆写を許されたものと考えられる。少なくとも、リイシリ島や根室半島については、後藤は直接足を運んでいないにもかかわらず、アイヌの居住者数や改俗アイヌ人数を入手することに成功しているのである²³⁾。これは、後藤が詰合役人や各場所の支配人から情報を入手しうる立場にあったことを物語っている。

さらに、麓が作成した表1にもう一度注目しておきたい。改めて確認すると、アイヌの居住者数(および改俗アイヌ人数)が記載されている地域は、いずれも運上屋・会所の所在地であることに気づく(逆に、戸数のみで人数が記していない地域、すなわちワツカナイ・ユウベツ・トコロ・モョロ・アバシリ・シラヌカ・チャシコツ・ウエンベツ・クンネベツの9か所については、いずれも運上屋・会所の所在地ではない)。これは、場所

内のアイヌの居住者数や改俗アイヌの人数が運上屋・会所において集計さ れ、場所内全体の人数として後藤に提供された結果と見るべきであろう。 たとえば、表1のワツカナイ(ソウヤ場所内)については戸数のみ記さ れ、アイヌ居住者数が記されていない。これは、ワツカナイにアイヌ居住 者がいないのではなく、ソウヤの項に集計されているためと考えられる。

そもそも、地域によってはアイヌ居住者数が千人を越えるところもある し、ネモロ・ヨイチ・アッケシなど改俗アイヌだけで百人以上の多数に 上っている地点もある。こうした数値を、各地の短い滞在時間でとてもい ちいち各戸を数えて回って導き出したと考えるのは無理がある。やはり 『蝦夷日記』記載の人数は、各場所で提供された数値を筆記したものと考 えるのが妥当である。

本節の最後に、以上を踏まえて麓の見解について再考する。

後藤蔵吉は一部の離島をのぞく蝦夷地の沿岸部をほぼ周回しており、ま た各地のアイヌ居住者の戸口を記録している。これは、運上屋・会所の支 配人らから提供された記録を転写したものである可能性が高い。記録の正 確さについて疑問は残るものの24、安政5年時点における蝦夷地全体の 動向の概略を知りうる史料として、『蝦夷日記』の存在は貴重である。そ れゆえ、麓のいうごとく、ロシアに近接した地域で改俗政策が強力に推進 されているという傾向を『蝦夷日記』所載の改俗アイヌ人数から読み取る ことは可能であろう。

一方で、後藤が改俗アイヌ人数を記さなかった地域について、ただちに 改俗アイヌが存在しない(または少数)と判断するのは早計であろう。そ もそも現存する『蝦夷日記』の写本は良質な史料とはいいがたく、単純に 考えても転写の際の遺漏は起こりうることである。何らかの事情で後藤が 数値を手に入れ(られ)なかった場合もあろう(次節で見る箱館六箇場所 は、そのような例である)。改俗アイヌの数値が記載されていない地域イ コール改俗アイヌがいないと単純に考えることは困難であり、麓のように 『蝦夷日記』の記事に過分な信頼を置くことは慎むべきである。

3. 改俗政策と「臣民化・皇国民化政策」

前節では、『蝦夷日記』に依拠しすぎることの危険性を指摘し、改俗アイヌの数値が提示されていないとしても、改俗アイヌがいないとは必ずしも判断できないと指摘した。この点は、他の記録と突き合せることで補強できるだろう。つまり、後藤が改俗アイヌ人数を記さなかった地域であっても、改俗アイヌの存在を確認できる例を示せばよいのである。

明治期のアイヌ研究者として知られるバチェラー(John Batchelor)は、アイヌに聞いたという次のような話を記している。Tokugawa régime の時代、the Government あるいは Matsumai の領主から日本式に髪を切ることを命じられたが、これに対するアイヌの抵抗は激しく、わずかのアイヌーとりわけ Mori の者一が命に従ったのみであった、というのだ²⁵⁾。この Mori とは、箱館六箇場所(和人地に準じる扱いを受けた地域)の森村のことであろう。かつて幕府が実施した風俗改変を、拒否することなく受容した地として、森村の名前が明治の世になってもアイヌたちに記憶されていたのである。

それでは、改俗政策が推進された当時の記録である『蝦夷日記』は、森村についてどのように伝えているだろうか。後藤は帰路の9月17日から18日にかけ、和人地と蝦夷地の境界に位置する箱館六箇場所をとおっている。だが、この地域における改俗アイヌの人数について『蝦夷日記』にはまったく記載がない。森村については、「森村旅篭屋モアリ。遊女ハヤムマト唱ヘル」とごく簡単に記すのみである。

だが、バチェラーも伝えているとおり、実はこの六箇場所こそ改俗アイヌの比率が最も高かった可能性がある地域なのである。参考までに、六箇場所のうちの一村、森村の改俗アイヌについて他の記録がどのように記しているか紹介してみよう。

a 森浦アリ。是處蝦夷人住ス。女ノ子ハ上下ノ唇ニ黥シ、耳ガネハ跡ア

ルマデニテ今ハナシ。男ハ眼色ネズ色、鬚多シ。髪ハ一、二人シヤモ [日本人ヲ云] ノ風ヲ不為モノアリ。去々年天領トナリシヨリ、官命 ニテ日本ノ風俗ニ相成候様被仰付、十二而八ハ女耳金ヲ除キ、男モ鬚 ヲ削リ月額ヲ明ケタリト云。偶蝦夷ノ風ヲ変スル事不肯モノモアルト 云26) (安政4年)

- b 森村等には去年までは左衽断髪の者も見たるに、今年は皆髪様を改め て全(く)国風流になり、黒唇の者等も髪を改め、此方彼方と徘徊す るを見るにつきても、いと今度の御所置のよく行届かせられし事を思 ひ……27) (安政5年)
- c 一体当地土人之儀者、異人同様に可被思召候へ共、其土地御国版図に 御座候上者、風俗者如何様ニ而も御国民たる儀者相違も無之、既に森 村土人抔者、悉く帰俗仕、壱人も土人風俗之者無之程之儀ニ而、御領 以来厚き御趣意を以て帰俗仕候者は、土人和人之差別無之取扱候儀に 付、十人沖軽く取扱候而者、御国風に帰化為致候御趣意相背可申哉28) (慶応2年)

a・bは『蝦夷日記』よりやや早い時期の道中日記であり、実見したア イヌたちの姿を描写している。『蝦夷日記』のように運上屋・会所から提 供された記録は、改俗アイヌの割合が分かる便利さはあるものの、実態と の乖離がある場合がある。なぜなら、記録上は改俗したことになっていて も、風俗を戻してしまうアイヌもいたからである²⁹⁾。これに対して、 a・ bは数値としては不明であるものの、調査者である手島季隆や松浦武四郎 が実際に目にした人々についての記録であり、そうした意味ではむしろ信 が置ける記録である。

cは『蝦夷日記』よりも8年後、森村で起こったイギリス人によるアイ ヌ墳墓盗掘事件をめぐっての箱館奉行から老中宛の文書である。 「森村土 人抔者、悉く帰俗仕、壱人も土人風俗之者無之程|という表現に注目した い。森村居住のアイヌは、すでに全員が改俗しているというのだ。

すなわち、『蝦夷日記』以前のa・b、以後のcといずれの史料とも、 森村居住のアイヌの多数が改俗していたと異口同音に伝えているのであ る。この間に位置する安政5年9月、後藤が訪れた際にも、森村のアイヌ の多くが改俗していたことは想像に難くない。

では、後藤はなぜ『蝦夷日記』に六箇場所の改俗アイヌのことを記さなかったのだろうか。この点については不明であるものの、箱館に近い森村は、和人の村役人から記録を取り寄せることが可能なため、恐らく奥村らによる調査の対象となっていなかったのではないだろうか。

いずれにせよ、ここで大事なのは『蝦夷日記』に人数の記載がない地域でも、改俗アイヌが存在したと思しき例が確認できたことだ。やはり『蝦夷日記』の数値を信用しすぎてはならないのである。

ところで、箱館六箇場所における改俗アイヌの割合の高さは、改俗政策のもつ意味について考える上でも示唆的である。というのも、麓は「ロシア人の上陸の可能性が高い地域で政策が強く実施され、それ以外の地域でさほど強く行われない」ことを根拠として、「幕末のアイヌ政策は、対ロシア問題に直結する政策であり、近代の臣民化・皇国民化政策の先駆けと評価することはできない」という解釈を導き出しているのだ。最後に、この点についても考えてみたい。はたして六箇場所の事例を「対ロシア問題に直結する政策」と位置付けることができるのだろうか。

麓は、ロシア問題と関連する地域で急進的な改俗が実施された要因として、老中の指示の存在を指摘している。安政3年8月、老中は蝦夷地の全域で漸進的にアイヌのしきたりを改め、あらゆる面で「諸事内地同様」にするという箱館奉行の基本方針を認可している。ただし、その際に「御国之髪容」になっていれば「魯西亜其外之争端を防候一助と」なるので、「別而厚く世話いたし、速ニ行届候様可被取計事」と指示した³⁰⁾。つまりロシアとの領土問題に関して紛争を防ぐため、外見的な同化である改俗だけは例外的に急ぐよう指示したのである。これを受けた箱館奉行支配下の詰合役人たちは、いわば"一時の権道"として、おもにロシア人の上陸が予想される地において急進的な改俗を推進していった。

こうした動きがあるなか、森村を含む箱館六箇場所についてはどのよう な命が下されたのだろうか。安政3年5月、箱館奉行が六筒場所の村役人

らへ下した申渡書においては、改俗政策を推進する意図について「六ケ場 所の儀は、蝦夷地とも違ひ候間、村役人共一段厚相心得、撫育方は勿論、 御国風俗に移り候儀、蝦夷人精々可申諭候」と記している 31)。蝦夷地の アイヌですら改俗するのだから、いわんや「蝦夷地と違」う六箇場所にお いてをや、という論法である。

この表現から察するに、箱館六筒場所は和人地(当時一般に陸奥国に属 するとみなされていた) に準ずる地と位置付けられていたため、蝦夷地よ りも一層強力に改俗政策を推進するよう求めた、と解釈できよう。つま り、幕藩体制下にある「内地」の風俗統制が六箇場所にまで延長されたか たちである。言い換えると、アイヌに対して改俗政策が着手されたこと自 体は、ロシア問題に起因するものの、六筒場所においてこの政策が特に強 力に推進された背景としては、ロシアの存在は直接には関係ないのである。

麓のいうとおり、たしかに幕末期のアイヌ政策は第一義的にはロシアに 対する防備策の一環として実施されている。アツケシやネモロなど、一部 の地域で実施された急進的な改俗は、直接のロシア対策そのものであっ た。

しかし、幕府のアイヌ政策すべてを同様な意図のもとに実施されたもの と評価することはできまい。政策の動因にロシアの存在があり、海防への 対応が優先課題であったとしても、実施された政策のすべてをその一点で 説明するのはやはり無理がある。六箇場所の例から見るに、改俗政策につ いても明らかに日本国内にアイヌを包摂しようとする「同化主義」の側面 が認められるのである。

おわりに

本稿は、従来の研究が依拠してきた『蝦夷日記』が持つ史料的価値をと らえ直し、蝦夷地全域での動向とともに特定の地域での動向にも着目する ことで、改俗政策が持つ意義についても再考した。

麓のいうごとく、従来の研究がアイヌ政策を「臣民化・皇国民化政策 |

と短絡的に結び付けてきた点はたしかに問題であった。幕末のアイヌ政策は、第一義的には対ロシア政策であり、近代のアイヌ政策との間に差異が 認められるのも当然である。

だが、本稿で確認した箱館六箇場所の事例のように、改俗政策にはロシアに対する海防問題だけでは説明のつかない要素も少なからず見られるのであり、両者の非連続性のみを強調することもまた首肯できない。荒野泰典は、日本の領域内に住み、非キリスト教徒であり、日本語・日本風俗を備えるという三つの要件を備える者が近世においては日本「国民」とみなされたのであり、幕末期の改俗政策はこれをアイヌに適用したものと指摘している³²⁾。また、近年の谷本晃久・檜皮瑞樹らの仕事においても、幕末のアイヌ政策はアイヌの「御百姓」化をはかるものと指摘されている。つまり、幕藩体制下の風俗統制の延長というかたちをとった、近世国家独自の論理にもとづく同化政策がありえたと考えられるのである。

それゆえ、たとえ改俗政策が近代の「臣民化・皇民化政策」と別物であるという点を認めたとしても、その「同化主義」の側面までを否定することはできまい。改俗政策には確かに近世国家にアイヌを包摂・統合するという側面があり、近代の「臣民化・皇国民化政策」との間には非連続性だけでなく共通性・連続性をも認めることができるのである。

注

- 1) 改俗について簡単に確認しておく。幕府公文書中においては改俗のことを「帰俗」と記す場合が多いが、この言葉は狭義には月代・髭を剃り、髻を結うという行為を指している。改俗したアイヌは「帰俗土人」と呼ばれた。なかでも特に奨励されたのは、アイヌ社会の指導者層である役付アイヌ(「役土人」)の改俗である。改俗した役付アイヌに対しては、乙名・小使・土産取といった旧来の役蝦夷の呼称をやめて、庄屋・名主・年寄・百姓代となど改め、和人社会の村役人に擬せられた。また、裃あるいは羽織袴を支給して着用させ、ヲムシャなどの儀礼においても他のアイヌよりも優遇した。
- 3) 檜皮瑞樹『仁政イデオロギーとアイヌ統治』(有志舎 2014)。

- 4) 高倉新一郎『新版アイヌ政策史』(三一書房 1972) など。
- 5)海保嶺夫『幕藩制国家と北海道』(三一書房 1978)、『列島北方史研究ノートー 近世の北海道を中心として一』(北海道出版企画センター 1978)など。
- 6)『幕藩体制と蝦夷地』(雄山閣 1984)、『北方史のなかの近世日本』(校倉書房 1991)、「固有文化と馴致する権力」(『岩波講座天皇と王権を考える』第7巻 岩波書店 2002) など。
- 7) 麓慎一「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」井上勝生編『幕末維新論集』2 開 国(吉川弘文館 2001、初出は『北大史学』第38号 北大史学会1998)。
- 8) 前掲「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策 | 300、305、311 頁。
- 9) 遠藤匡俊「根室場所におけるアイヌの命名規則と幕府の同化政策」(『歴史地理 学』 第44 巻第1 号 歴史地理学会 2002)。
- 10) 遠藤匡俊「安政期の幕府の同化政策によるアイヌの風俗改変に関する史料について」(『岩手大学文化論叢』第5号 岩手大学教育学部2002)など。
- 11) 前掲「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」307頁。
- 12) クスリについては、補足説明が必要であろう。麓氏は、クスリも風俗改変が強行された事例として紹介している。ただし、役付アイヌの抵抗により、詰合役人は月代・髭を剃ることを免除し、髻を結うことを求めるのみに態度を後退させた。しかし、同所のアイヌは結髪すらもせず、断髪に戻してしまう者が多かったのである。後藤蔵吉『蝦夷日記』にクスリの改俗アイヌの人数が記載されていないのは、結髪していない者を後藤が改俗アイヌとして計上しなかったためではないか、と麓は解釈している。
- 13) 前掲「蝦夷地第二次直轄期のアイヌ政策」305頁。なお、明言はされていないものの、改俗アイヌが少数のために後藤が記録しなかったという記述から察するに、麓は後藤がみずから改俗アイヌの人数を数えたものと解釈しているようである。
- 14) 佐藤京子「北海道立文書館所蔵「旧記」の来歴について」『研究紀要』第16号 (北海道立文書館 2001)。
- 15) 『蝦夷日記』 文書館本 4 月 15 日条。
- 16) 『蝦夷日記』文書館本4月15日条頭注。
- 17) 『蝦夷日記』文書館本8月24日条頭注。
- 18) 北海道大学附属図書館編『日本北辺関係旧記目録』(北海道大学図書刊行会 1990) 45 頁。
- 19) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』 21 (1932) 文書 258 584 頁 (以下、他の 巻についても 『幕外』と略す)。

- 20) たとえば、安政5年3月、モンベツ詰同心・足軽がソウヤ・シヤリ両所詰の 箱館奉行支配向に出した伺書によれば、奉行の廻浦に先立って、「御持場内場 所限切絵図面」のほか、次のような項目の「調書」を取りまとめ、提出する ことが命じられている。「御備金」「御備米」「運上金」「別上納金」「漁業高」 「産物之類」「運上家」「掛所」(不明)「蝦夷人」(アイヌの戸口)「出稼在住」 (出稼人や、旗本・御家人を中心とする蝦夷地移住者「在住」の戸口)「澗懸」 (港湾に適した地)「船数」「薬草」「牧場」「諸木生立之事」(植生)「田畑開 発」「御持場境迄」(隣接する場所までの里数)「渡海場」である。『幕外』19 (1928) 文書 370 778 ~ 781 頁。
- 21) 玉虫左太夫著/稲葉一郎解読『蝦夷地・樺太巡見日誌入北記』(北海道出版企画センター 1992)。
- 22) 箱館奉行雇の松浦武四郎が各地で記録を入手しており、野帳に筆写しているのはよく知られている。また、安政4年、陪臣ゆえ蝦夷地支配に関して何ら公的な立場にある者ではない関宿藩士らが調査に当たったときでさえも、運上屋から諸記録の提供を受けている。『余市町史』第1巻資料編1(余市町1985)1344頁。
- 23) 『蝦夷日記』 文書館本安政 5 年 4 月 15 日、8 月 21 日条。
- 24) 運上屋・会所から提供された記録が正確かどうかについては、疑ってみる必要がある。改俗アイヌの人数は、恐らく人別帳などをもとに算出されたものと思われるが、この時期の蝦夷地の人別帳が容易には信用ならないという点は、松浦武四郎が実地調査により確認している。たとえば、アイヌの人口が当時656人とされていたイシカリ場所は、武四郎が「其人別帳を懐にして是を土人に糺すに、十ケ二分は是又黄泉の鬼たり」という結果で、数十年前に死亡した者がいまだ記載されている例すらあったという。秋葉実解読『丁巳東西蝦夷山川地理取調日誌』上(北海道出版企画センター1982)77頁。
- 25) John Batchelor. The Ainu of Japan; The religion, superstitions, and general history of the hairy aborigines of Japan. (The Religious Tract Society. London.1892) pp.245-246.
- 26) 手島季隆著/高知地方史研究会編『探箱録』(土佐群書集成39 高知市立図書館 1976) 79 頁。
- 27) 秋葉実解読『戊午東西蝦夷山川地理取調日誌』上(北海道出版企画センター 1985) 34頁。
- 28) 『続通信全覧』 51 (続通信全覧 類聚之部 35 雄松堂出版 1987) 678 · 679 頁
- 29) 改俗しても元に戻してしまう事例が諸史料に見られる。たとえば、安政5年、

松浦武四郎の調査に随行して功のあったクスリ場所の「平土人」ナイホソは、 「去春帰俗」したにもかかわらず、「近頃髪を結」っていなかった。翌日、詰 合役人がナイホソを結髪させ、羽織を着させて「百姓代」に任命したものの、 ナイホソは「今日の如く和人の真似をさせられて、髪を結ばれ此様成羽織を 着せられ候のがいやでならぬしといって「直に其頭髪を解て羽織をた、み、 其馬の布団かはりに敷 いてしまった。改俗アイヌとして記録されていても、 実際にはそれを保持しているとは限らないのである。前掲『戊午東西蝦夷山 川地理取調日誌 上 527·528 頁。

- 30) 『幕外』 12 (1920) 文書 62 129 頁。
- 31) 須藤隆仙「六ケ場所アイヌ懐柔の一史料」(『北海道地方史研究』第68号 1968) 14 頁。筆者は本史料の現物を確認していない。ただし、実際に村役人 らが政策の遂行に協力し、改俗するアイヌが現れたであろうことは「六个場 所土人改容世話いたし候もの江、御褒美被下候間|カラフトも同様にすべき かと、カラフト詰の幕府役人から箱館奉行へ伺いが立てられていることから も察せられる。『幕外』16(1923)文書106、357頁。
- 32) 荒野泰典「日本型華夷秩序の形成」(『日本の社会史』第一巻 列島内外の交 通と国家 岩波書店 1987)。また、「近世日本の国家領域と境界―長崎遊 女と混血児から考える―」(史学会編『歴史学の最前線』 東京大学出版会 2004)